

ロボット導入普及に活用可能な関連施策一覧

	設備投資支援		FS支援	
補助金名	中小企業等事業再構築促進事業 (事業再構築補助金)	ものづくり補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)	ものづくり補助金 (ビジネスモデル構築型)	地域産業デジタル化支援事業
担当部局	中企庁	中企庁	中企庁	地域G
目的	ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的。	ものづくり補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するもの。 今般、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援する。	民間サービスとして継続的に中小企業のビジネスモデル構築・事業計画策定を支援する、拡張可能な先駆的プログラムの立ち上げを後押し、中小企業が持続的に経営革新に取り組んでいる「イノベーション・エコシステム」の構築を目的。	地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域の高生産性・高付加価値企業群を創出・強化することを目的
概要	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援。	対人接触の減少に資する製品・サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援。	中小企業が革新性、拡張性、持続性を有するビジネスモデルを構築できるような、30者以上の中小企業を支援するプログラムの開発・提供を補助。 例：ロボット導入FS等	●地域企業とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開に要する経費を補助。 ●事業管理機関（補助事業者）がビジネスモデル実証支援、普及展開等を実施し、実証企業（間接補助事業者）が新事業実証を実施。 Slerは事業管理機関・実証企業・連携機関※のいずれでも参画の可能性あり。 ※連携機関：事業管理機関及び実証企業による事業実施にあたって補助的な役割を担う、補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けない者。事業管理機関及び実証企業に不足する技術やノウハウを補完するための機関。 例：食品製造業への自動化FS等
補助額	通常枠 ●中小企業：100万～6,000万円 補助率：2/3 ●中堅企業：100万～8,000万円 補助率：1/2 ※その他に卒業枠、グローバルV字回復枠、特別枠あり。	●100万～1,000万円、補助率：2/3	●1億円 補助率：大企業1/2 それ以外の法人2/3	●直接補助（事業管理機関へ交付） A類型：1,800万円（定額補助） B類型：1,400万円（定額補助） ※間接補助部分含む ●間接補助（実証企業へ交付） 中小企業者200万円/者（補助率2/3以内） 非中小企業者150万円/者（補助率1/2以内） ※A類型・B類型の違い A類型：実証企業2者以上で補助上限額1,800万円（間接補助含む。） B類型：実証企業1者以上で補助上限額1,400万円（間接補助含む。）
補助対象経費	●建物費、建物改修費、建物撤去費、設備費、システム購入費 ●外注費（加工、設計等）、技術導入費（知的財産導入に係る経費）、専門家経費、研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、リース費、クラウドサービス費 等	[通常枠] ●機械装置・システム構築費●技術導入費●専門家経費●運搬費 ●クラウドサービス利用費●原材料費●外注費●知的財産権等関連経費 [低感染リスク型ビジネス枠] 上記に加えて、●広告宣伝費・販売促進費が対象	●人件費 ●機械装置・システム構築費（備品費） ●旅費●謝金●会議費 ●消耗品費●広報費●運搬費 ●クラウドサービス利用費 ●知的財産権関連経費 ●外注費	直接補助 ●人件費●旅費●会場費●謝金●備品費●委託・外注費 等 間接補助 ●人件費●プロトタイプング費●マーケティング費
申請要件	●売上げが減っている 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。 ●事業再構築に取組む 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。 ●認定支援機関等と事業計画を策定する 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定。 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成する。	●補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。 ・物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発（例：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換等） ・物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善（例：ロボットシステムの導入によるプロセス改善、複数の店舗や施設に遠隔でサービスを提供するオペレーションセンターの構築等） ・ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資（キャッシュレス端末や自動精算機、空調設備、検温機器など、ビジネスモデルの転換に対して大きな寄与が見込まれない機器の購入は、原則として、補助対象経費になりません）	●中小企業30者以上に対して、以下の3つを満たす3～5年の事業計画の策定支援プログラムを開発・提供すること。 ①付加価値額 +3%以上/年 ②給与支給総額+1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 ●補助事業終了後1年間で、支援先企業の80%以上が事業計画を実行できるプログラム内容であること。	単独では申請不可。事業管理機関、実証企業を含む2者以上で共同体を組むこと。
支援対象	中小企業者（個人事業主含む）、中堅企業、企業組合等	日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者（個人事業主、企業組合等）及び一部の特定非営利活動法人	ロボット導入FSを行うコンサル等	常時使用する従業員の数が1,000人未満の会社等
公募時期	令和3年3月公募開始予定 ※令和3年度内に複数回の公募を予定	5次公募：令和3年2月9日～2月19日 6次公募：令和3年2月下旬～（予定） ※以降も複数回の公募を予定	令和3年1月15日～3月19日	令和3年2月5日～3月18日
URL	https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyو_saikoutiku/index.html	https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html	https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html	https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2021/k210205004.htm

※今後、補助金事務局及びコールセンターを設置予定